

やまぐち女性活躍応援団地域シンポジウム等企画・運營業務仕様書

1 業務の名称

やまぐち女性活躍応援団地域シンポジウム企画・運營業務

2 目的

働く場における女性活躍を推進するため、産学公の代表者で結成した「やまぐち女性活躍応援団」の取組として、地域の実情を把握する市町と連携し、地域の経営者や地元市、大学等が参画する公開型シンポジウムの開催等を通じ、地域における女性活躍推進の産学公ネットワークの構築、地域の産業特性に合った身近なロールモデルを示すことにより地域の事業所の取組を促進、県内全域への女性活躍の取組の普及拡大を図る。

<やまぐち女性活躍応援団について>

[目的] 産学公関係団体の代表者自らが、女性活躍の推進に積極的に取り組んでいく姿勢を県内経営者等に広く発信することで、取組の拡大につなげる。

[構成] 県、経済5団体、大学リーグやまぐち、市長会、町村会で構成する産学公の各代表者(計9名)

※全国版男性リーダーの会(内閣府・知事H27.12賛同)の地方版

3 委託期間

契約締結の日から令和8年1月30日まで

4 委託業務内容

働く場における女性の活躍促進のため設立した、やまぐち女性活躍応援団が実施する地域シンポジウムの企画・運営を行うこと。

(1) 令和7年度地域シンポジウムの概要(予定)

① 対象

県民、企業経営者、従業員、学生、自治体職員等

② 主催：山口県、共催：下関市、大学

③ 日時・開催場所等

開催地	日時	会場
下関市	10月7日(火) 13:30~16:00 (全体2時間半程度)	海峡メッセ下関 (下関市豊前田町3-3-1)

④ 次第

・知事、市長挨拶(15分) 13:30~13:45

・基調講演(1時間) 13:45~14:45

<休憩15分>

- ・地元企業事例紹介（20分：10分×2社）15:00～15:20
- ・パネルディスカッション（40分）15:20～16:00
登壇者:知事、市長、地元企業2社、大学

⑤ 実施方法

集合（対面）及びオンラインの併用

⑥ 定員

250人程度（集合（対面）参加者150人、オンライン参加者100人を想定）

(2) 委託内容

① 地域シンポジウムの企画・運営

- ・社会情勢や開催地域等の現状を踏まえ、講師、司会者の候補者の提案を行う。
- ・地元企業、大学からの出演者及びファシリテーターは県及び市が選定する。
- ・講師の候補者については、県外講師で同種の講演等の経験があり、かつ、県内企業関係者が興味を持てる方を選定すること。また、講師は県と受託者で協議の上、決定する。
- ・出演者との交渉、手配、打合せ、支払の業務を行うこと。
- ・シンポジウムの進行シナリオ及び配置図等を県と調整の上、作成すること。
- ・会場設営（前日及び当日準備含む）、撤収を行うこと。
- ・スクリーン投影用の応援団紹介映像を作成（素材は県提供）すること。
- ・パネルディスカッションのテーマも含めた提案とすること。
- ・参加者の取りまとめを行うこと。ただし、自治体職員の参加者は、県及び開催市が取りまとめるので調整を図ること。
- ・参加者（オンライン参加も含む）へのアンケートの作成、実施、集計を行うこと。
- ・情報アクセシビリティを確保すること。

② 地元企業・大学紹介コーナーの企画、運営

開催地域を中心とした地元企業・大学等の紹介コーナーを同会場に設け、運営を行うこと。大学生等にも魅力的な内容となるよう工夫すること。

③ 広報

参加者の募集を効果的に実施すること。

④ オンデマンド配信

終了後は、シンポジウムの様子を山口県男女共同参画課YouTubeにて、オンデマンド配信すること。なお、配信期間は県と協議の上、決定する。

⑤ その他留意事項

- ・参加料は無料とすること。
- ・講師の謝礼は税込30万円以内とすること。
- ・会場使用料及び会場備え付けの備品使用料等は見積りに含めないこと。
- ・音響設備、スポット照明設備、Wifi設備等は、持ち込みを基本とすること。（会場設備使用可）
- ・その他、シンポジウムの運営業務の実施にあたっては、県男女共同参画課と打ち合わせを行い、調整を図ること。

(3) 成果の報告等

- ・受託者は、業務の実施状況を県の求めに応じて報告すること。また、業務完了時には成果報告書を作成・提出すること。
- ・報告書には活動及び参加者のアンケート結果や写真を盛り込むこと。

(4) データの権利関係の扱いについて

- ・使用するデータの権利関係等の諸手続及びそれに係る費用については事業者で対応すること。
- ・本事業で作成されたデザインデータの使用及び著作権の複製に関する権利はすべて県に帰属すること。
- ・作成したデザインデータ、写真・動画データ、成果報告書は、その内容をCD-R等で納品すること。

5 その他

- ・業務の実施にあたっては、県男女共同参画課、市、企業、大学と連携すること。
- ・本仕様に関わらず、本事業の目的実現に向け、より効果が見込まれる手法等があれば提案すること。
- ・この契約の事務処理に当たっては、県と同様の個人情報に係る安全管理措置を講じる必要があり、また、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守すること。
- ・本業務の業務委託契約の仕様（契約書に添付する仕様書をいう。）は企画提案の内容を踏まえ、県と受託者とで協議の上、別に作成する。
- ・本業務において、県が必要と認め、指示した事項については、受託者はその指示に従うものとする。
- ・本業務履行のための人件費、旅費、通信費、使用料、講師等招聘に係る経費、印刷製本費及び契約費用等一切の経費は、本業務の委託料に含まれるものとする。

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務の実施に当っては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び以下の事項を遵守し、個人の権利利益を害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による業務を実施するために取得する個人情報については、当該業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外のために利用し、又は第三者に提供してはならない。

(適正管理)

第5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理その他の必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、前項の個人情報の管理に当たっては、管理責任者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

3 乙は、この契約による業務の従事者に対して、その在職中であると職を退いた後であることを問わず、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第6 乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(複写・複製等の禁止)

第7 乙は、甲の指示又は承認がある場合を除き、この契約による業務を実施するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等の複写、複製、又は持ち出しを行ってはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による業務を実施するための個人情報の処理は、自ら行うものとし、甲の承認があるときを除き、第三者にその取扱いを委託（乙の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託する場合を含む。）又はこれに類する行為（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 乙は、前項の承認を得て再委託をする場合には、再委託先に対し、甲及び乙と同様の安全管理措置を講じなければならないことを周知するとともに、この契約に基づく個人情報の取扱いに関する一切の義務を遵守させるものとする。

(再委託に係る連帯責任)

第9 乙は、再委託先の行為について、再委託先と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託先に対する管理及び監督)

第10 乙は、再委託をする場合には、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理及び監督をするとともに、甲から求められたときは、その管理及び監督状況を報告しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

第11 乙は、この契約による業務を実施するために甲から引き渡され、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等について、業務完了後、直ちに甲の指示に基づいて返還、廃棄、又は消去しなければならない。

2 乙は、前項の資料等を廃棄する場合、記録媒体を物理的に破壊する等個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

(遵守状況に関する報告)

第12 乙は、甲からこの特記事項の遵守状況について報告を求められた場合には、直ちにその状況を甲に報告しなければならない。

(監査等)

第13 甲は、この契約による業務の実施に伴う個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。乙及び再委託先は、合理的事由のある場合を除き、甲又は甲の指定した者の行う監査等に協力しなければならない。

2 甲は、前項の目的を達成するため、乙及び再委託先に対して必要な情報を求め、又は

この契約による業務の実施に関して必要な指示をすることができる。

(事故発生時における報告等)

第 14 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示のもとセキュリティ上の補完、情報の修復等の措置をとるとともに再発防止の措置を講じなければならない。

2 甲は、前項の事態が発生した場合には、個人情報の取扱いの態様、損害の発生状況等を勘案し、乙及び再委託先の名称等の必要な事項を公表することができる。

(契約の解除及び損害の賠償)

第 15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。

2 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者が損害を被った場合には、その損害を賠償しなければならない。